

## 重度心身障害者（児）医療給付改善事業について

### 1 制度の目的等

重度心身障害者（児）医療給付改善事業は、重度心身障害者・児の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険による医療給付の自己負担額を助成する制度で、その実施主体は市町村であり、県では昭和 51 年度から補助金を交付している。

### 2 制度の概要

(1) 受給対象者……身障手帳 1・2 級 療育手帳④、A

(2) 補助の対象経費

① 医療給付に伴う自己負担すべき額

② 医療費支払証明書の文書料

\* 平成 19 年 3 月分までは、入院時の食事提供に伴う標準負担額を補助してきたが、平成 19 年 4 月より廃止。また、同年 8 月から一定の所得制限を実施。

(3) 給付方法……償還払い方式

(一旦、自己負担額を医療機関に支払い後、市町村に還付請求する。)

(4) 補助率……1/2 (千葉市を除く市町村)

※ 千葉市：知事が定めた額 (定額 1 億円)

(5) 補助実績

年度	補助対象事業費	県負担(補助)額	対象者数	備考
平成 16 年度	7,008,366,310 円	3,079,877 千円	84,867 人	
平成 17 年度	7,448,023,559 円	3,268,818 千円	87,611 人	
平成 18 年度	7,976,229,677 円	3,507,743 千円	90,761 人	
平成 19 年度	7,483,814,574 円	3,312,401 千円	93,801 人	※ 1 参照
平成 20 年度	7,325,542,657 円	3,163,597 千円	96,926 人	※ 2 参照

※ 1 平成 19 年度から入院給食費等を補助対象外としたため、減額となっている

※ 2 平成 20 年度は※ 1 の平成 19 年度に年度またぎした分 (平成 19 年 1 月～3 月診療分) が減額となっている。

(6) 補助金の予算額の状況

平成 19 年度当初予算額 3,350,050 千円

平成 20 年度当初予算額 3,319,000 千円

平成 21 年度当初予算額 3,576,000 千円

### 3 他都道府県の状況（平成21年4月現在）

区分	都道府県	自己負担	都道府県
償還払い方式	18	あり	11
		なし	7
現物給付方式	21	あり	12
		なし	9
併用方式等	8	あり	5
		なし	3

（注）支払方式について

\* 償還払い方式…受給者が医療機関において受診後、医療保険制度における自己負担分を一度医療機関の窓口を支払ってから、市町村に還付申請をして支払額の返還を受ける制度

\* 現物給付方式…受給者があらかじめ市町村から受給者証の交付を受け、受診の際に受給者証を提示することにより、医療保険制度における自己負担分を医療機関の窓口を支払うことをせず、医療機関はその自己負担分を保険診療分と併せて、国保連合会又は社会保険診療報酬支払基金から受け取る制度

\* 併用方式等…償還払い方式と現物給付方式との併用  
（国保は現物給付で社保は償還払い等）

※ 他の都道府県の状況を踏まえると、  
現物給付化を実施した場合には、相当程度の予算額の増が見込まれる。

<参考>制度的に近い茨城県（現物給付方式）との平成21年度当初予算額の比較

	補助対象事業費見込額*	県の負担（補助）額	受給対象者
千葉県	8,140,662千円	3,576,000千円	96,926人
茨城県	7,096,490千円	3,548,245千円	52,783人

\* 補助対象事業費見込額は、推計。